

〔 平 12. 5 . 23 〕
〔 総 4 9 — 4 〕

外 形 標 準 課 税 関 係 資 料

目 次

外 地	形 方	標 準	課 税	の 小	意 義	義 員	会 役	で 示	さ れ	た 4 つ の 類 型	1
	①	金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		2
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		2
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		3
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		4
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		5
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		6
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		7
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		9
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		10
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		11
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		12
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		13
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		14
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		15
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		16
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		17
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		18
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		19
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		20
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		21
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		22
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		23
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		25
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		26
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		27
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		28
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		30
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		31
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		32
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		35
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		36
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		38
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		39
		金 庫	引 取	引 取	の 性 格	員 格	に 格	称 づ	い て		40

外形標準課税の意義

(政府税制調査会「地方法人課税小委員会報告」より作成)

地方分権を支える安定的な地方税源の確保

- 地方の行政サービスは、安定的に供給されることが必要。地方団体がその責任を十分に果たすためには、自主財源の根幹をなす地方税は、できるかぎり安定的で、変動の少ないものであることが望ましい。
- 法人事業税の外形標準課税の導入は、税収の安定性を向上させるとともに、地方税としての自主性を高めることとなり、地方分権を支える地方税体系の構築に重要な役割を果たすことが期待される。

応益課税としての税の性格の明確化

- 法人事業税は、法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して事業に対して課される税であることから、その課税標準は、法人の事業活動の規模をできるだけ適切に表すものであることが望まれる。
- 所得を課税標準とする現行の法人事業税は、事業活動の規模との関係が適切に反映されず、本来の応益課税の性格から見て望ましいあり方になっていないことから、外形標準課税の導入は、税の性格の明確化を図る観点からも、大きな意義を有する改革となる。

税負担の公平性の確保

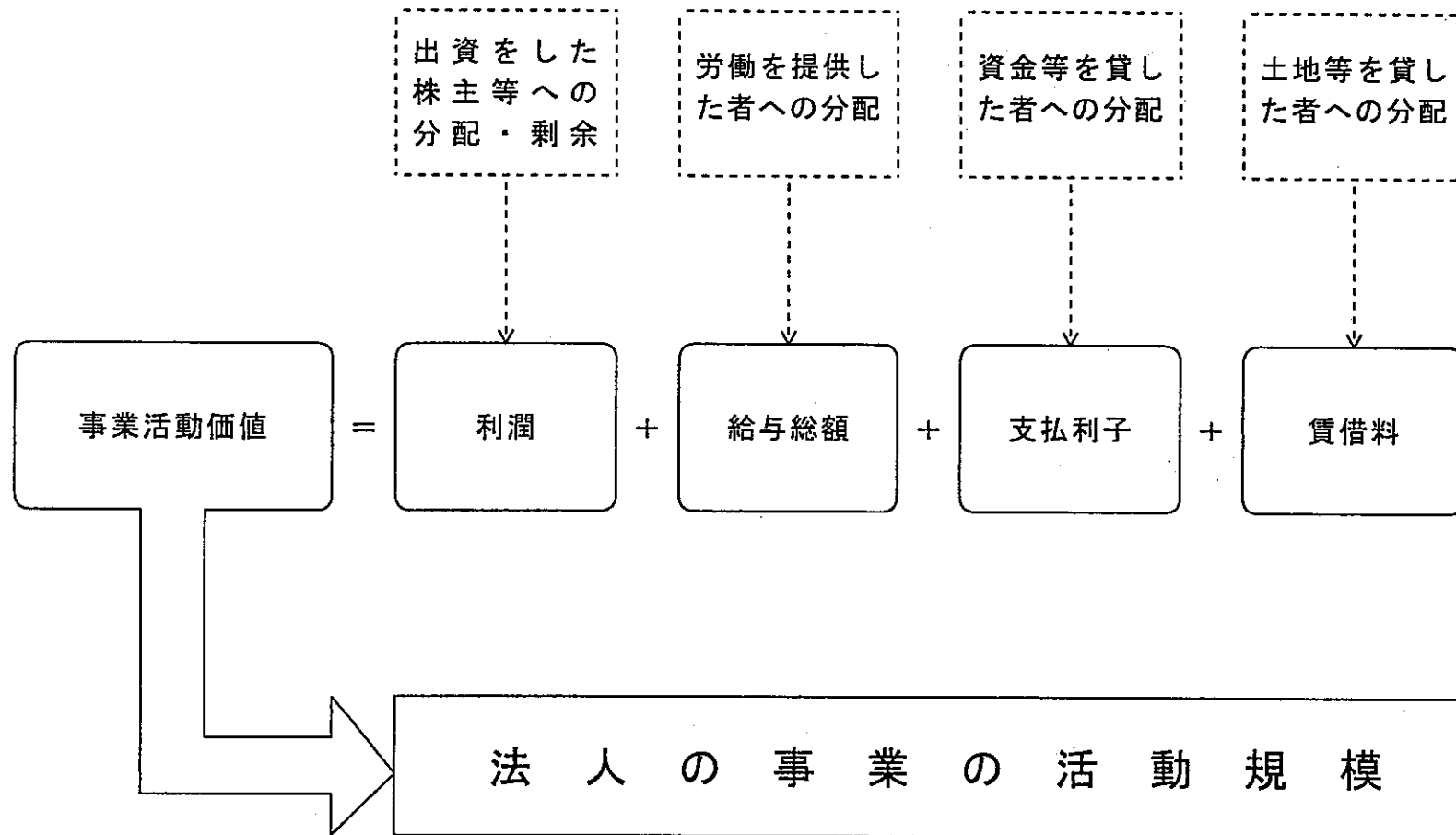
- 課税標準に外形基準が導入されれば、欠損法人を含め、各法人が事業活動規模に応じて税を負担することとなり、応益原則による地方税の負担を薄く広く、かつより公平に分担する税制の構築につながる。

経済構造改革の促進

- 外形標準課税の導入は、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、企業経営の効率化や収益性の向上に資すると考えられ、経済構造改革に資することが期待できる。

地方法人課税小委員会で示された4つの類型

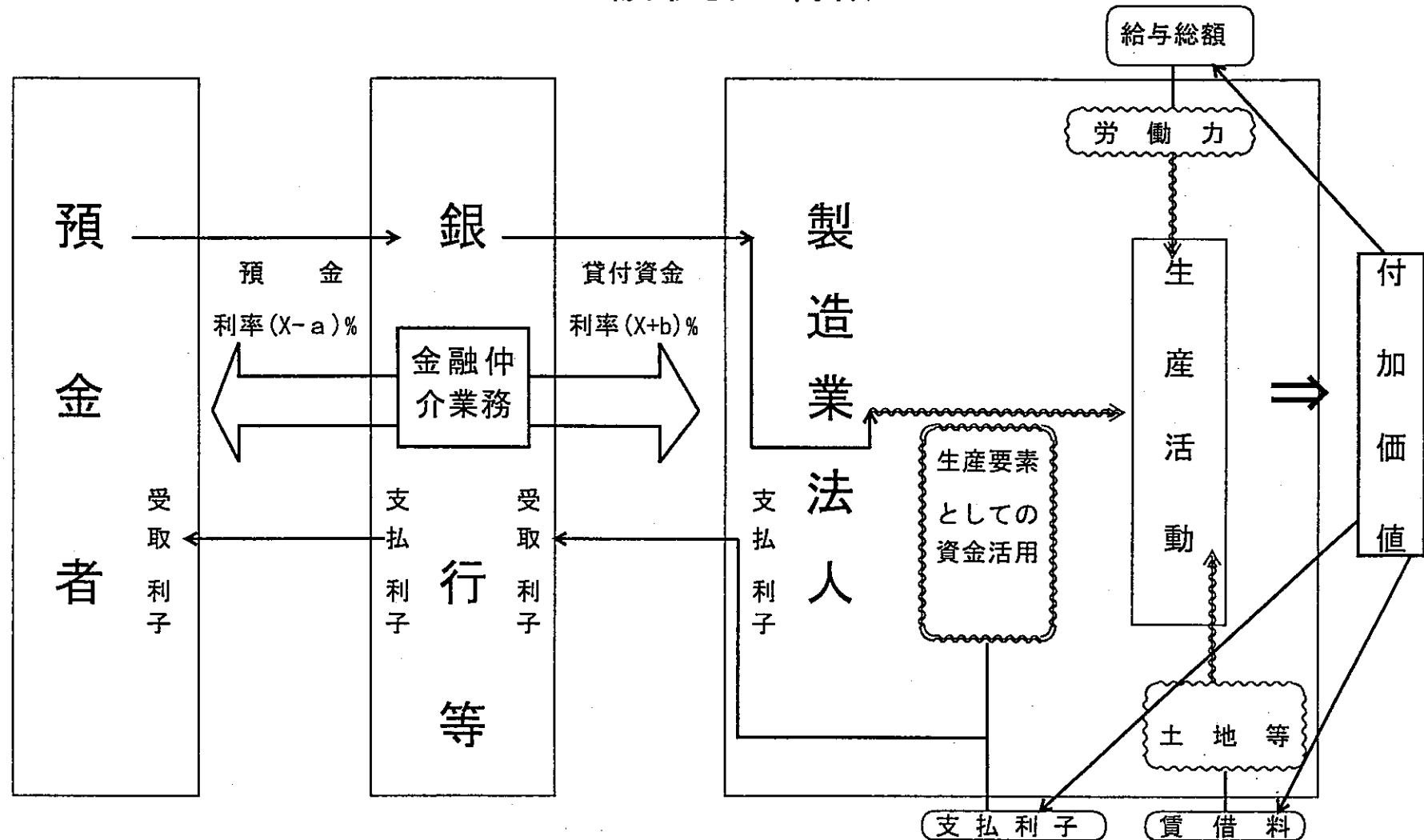
① 事業活動価値（仮称）



金融取引の性格について

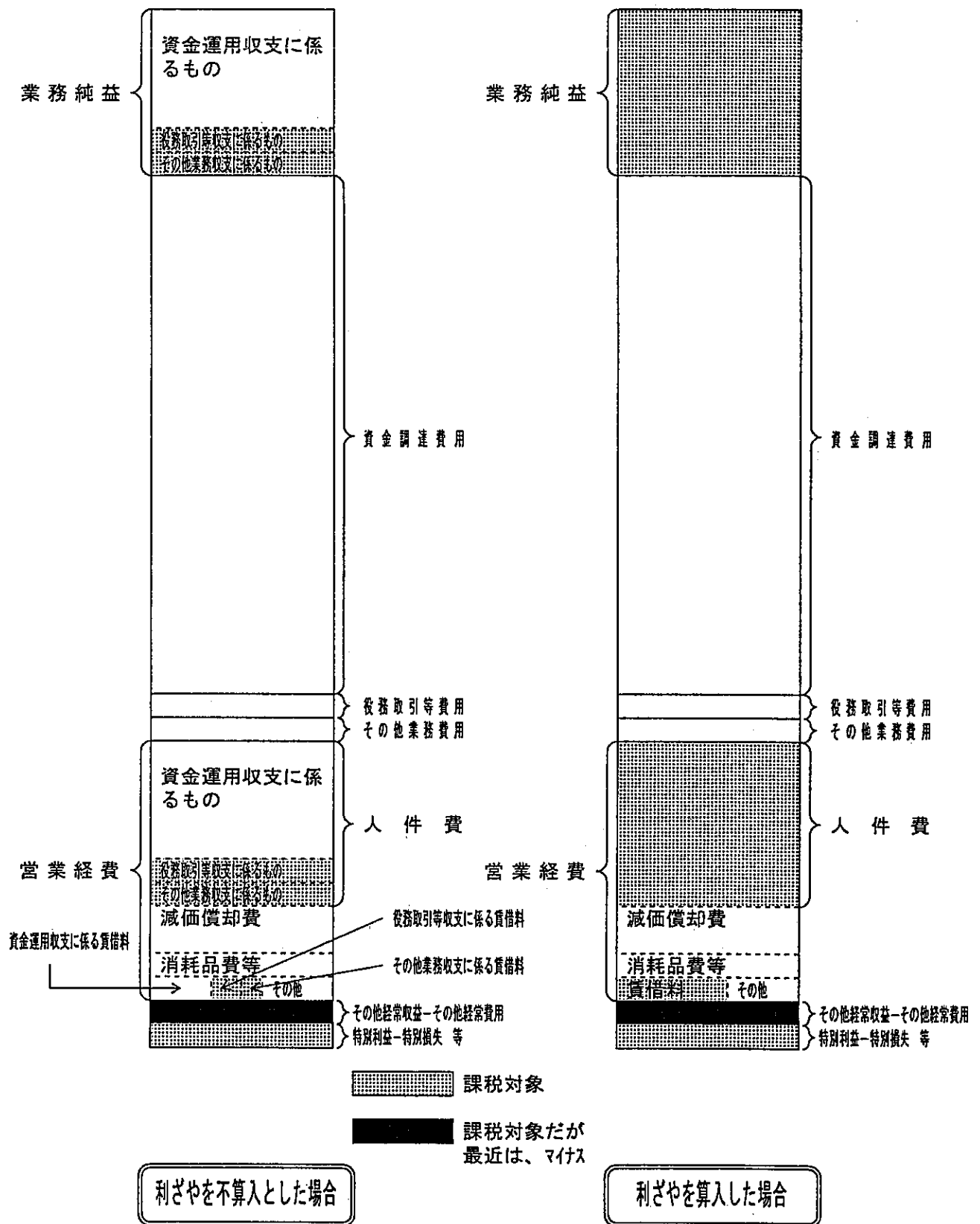
- 金融取引は、貸し手から借り手への金銭的価値の移転を行う取引である。
(利子は金銭の時間的価値である。)
- したがって、金融取引は、金融仲介機関が存在しない場合には、付加価値を生み出さないものと観念し得る。
- 逆に、金融仲介機関が存在する場合には、当該機関が仲介サービスを生産し、付加価値を生み出しているものと観念し得る。
→ この場合におけるサービスの対価としては、
(貸付先からの受取利子) - (預金者に対する支払利子)
と考え得るのではないか。

金融取引の特徴

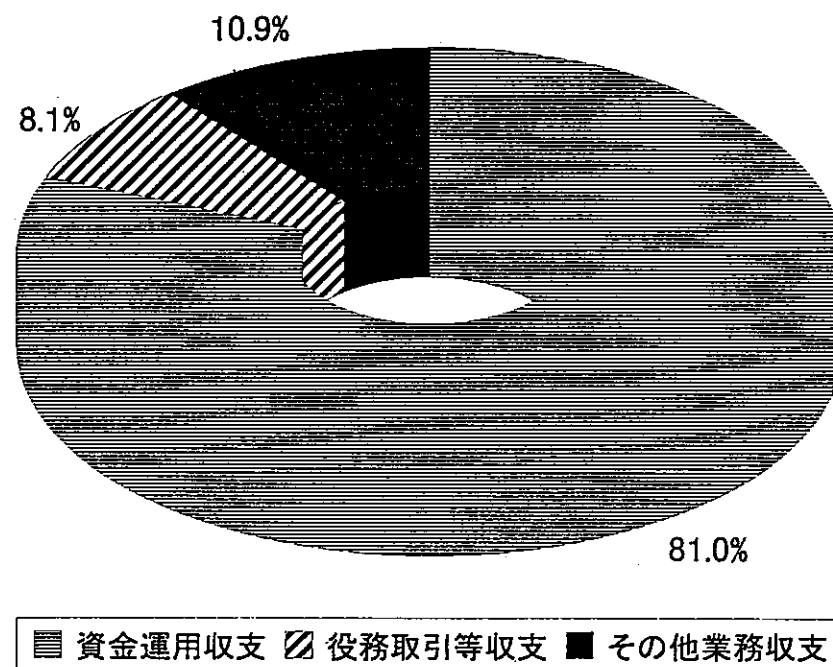


(注) 利率 X は、銀行等が仲介しない場合の通常の子率。
 なお、銀行等においては、金融仲介業務の他に役務取引等業務や
 国債等売買業務等が存在するが、この図においては、省略している。

金融取引に対する事業活動価値の課税の考え方

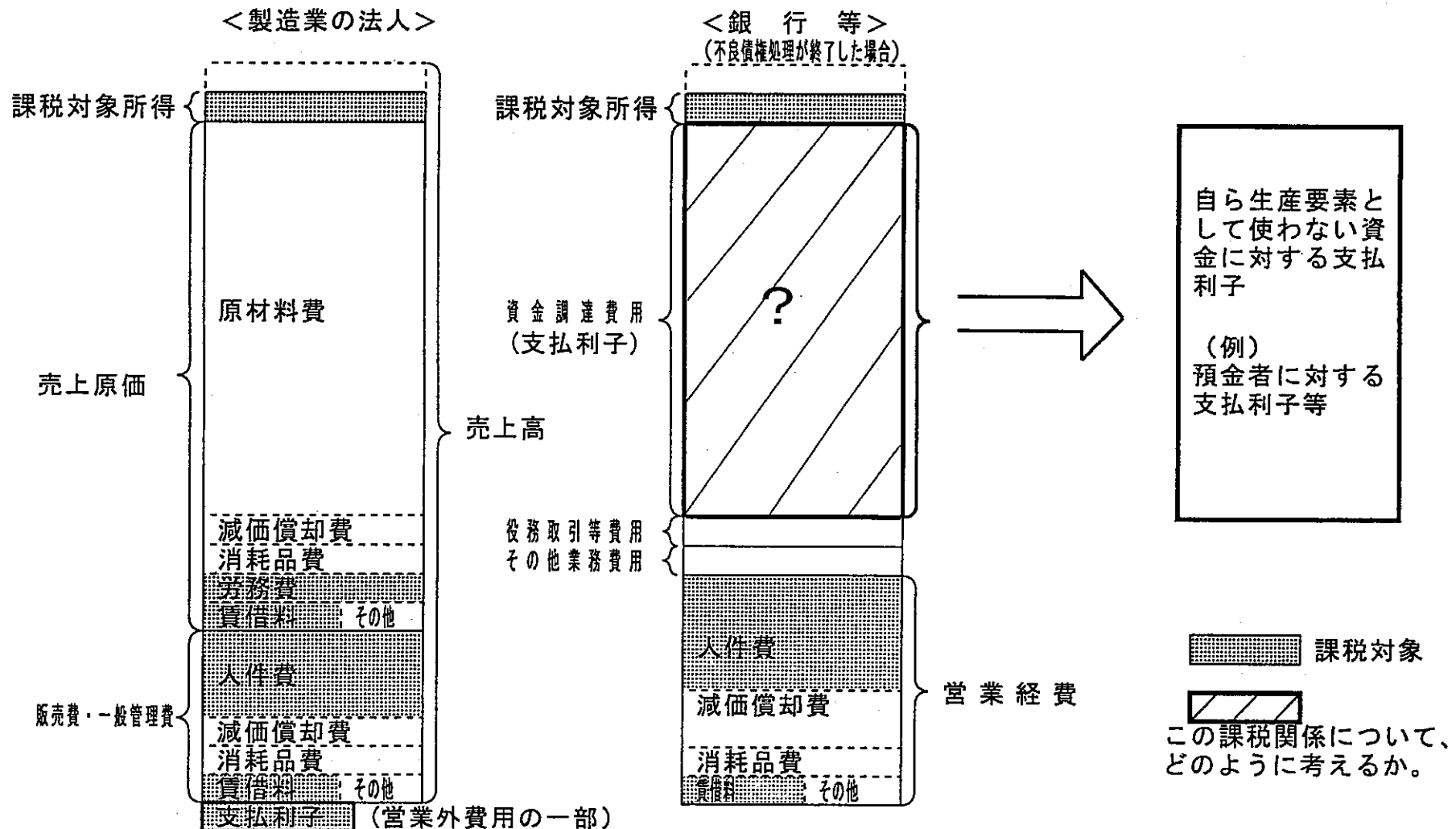


都銀における業務粗利益の内訳



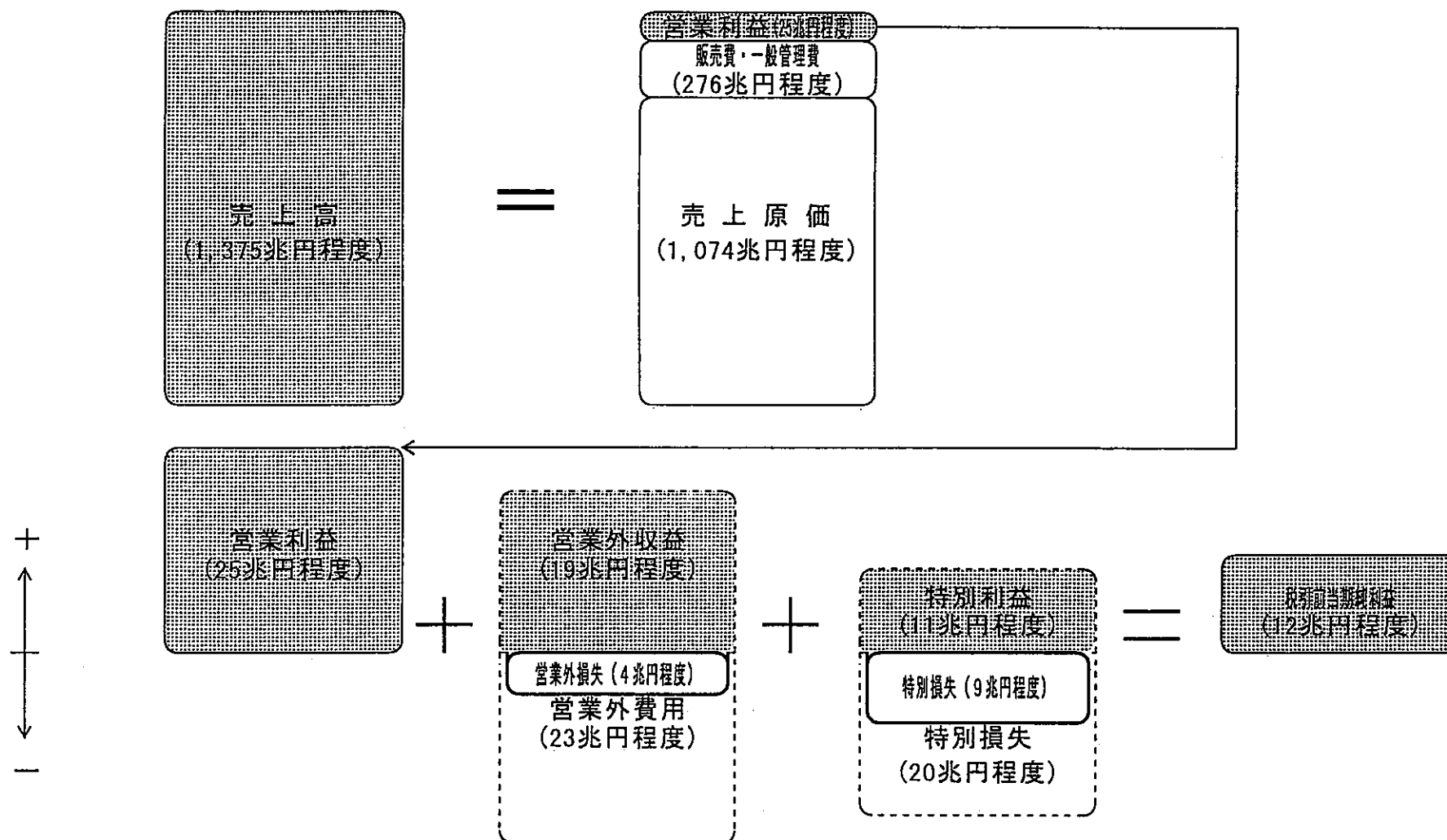
- (注) 1 各都銀の平成11年3月期の有価証券報告書より作成。
2 国内業務部門に係るものについてのみ集計。
3 特定取引収支は、その他業務収支に含めている。

業種別事業活動価値の構成イメージ



(注) 製造業の法人の課税対象所得は、営業利益から営業外損益、特別損益等を加減算したもの。
また、銀行等の課税対象所得は、業務純益からその他経常収支、特別損益等を加減算したもの。

事業活動価値の構成要素の一つである利潤についての考え方の整理



(注) 「平成10年度 法人企業統計年報」(大蔵省)から算出。対象は、法人事業税の対象産業を集計。ただし、金融機関に係るものは含まれていない。

営業外損益及び特別損益とは

営業外収益…受取利息、受取配当金、^(注)有価証券売却益、受取地代家賃等

営業外費用…支払利息、支払割引料、^(注)有価証券売却損等

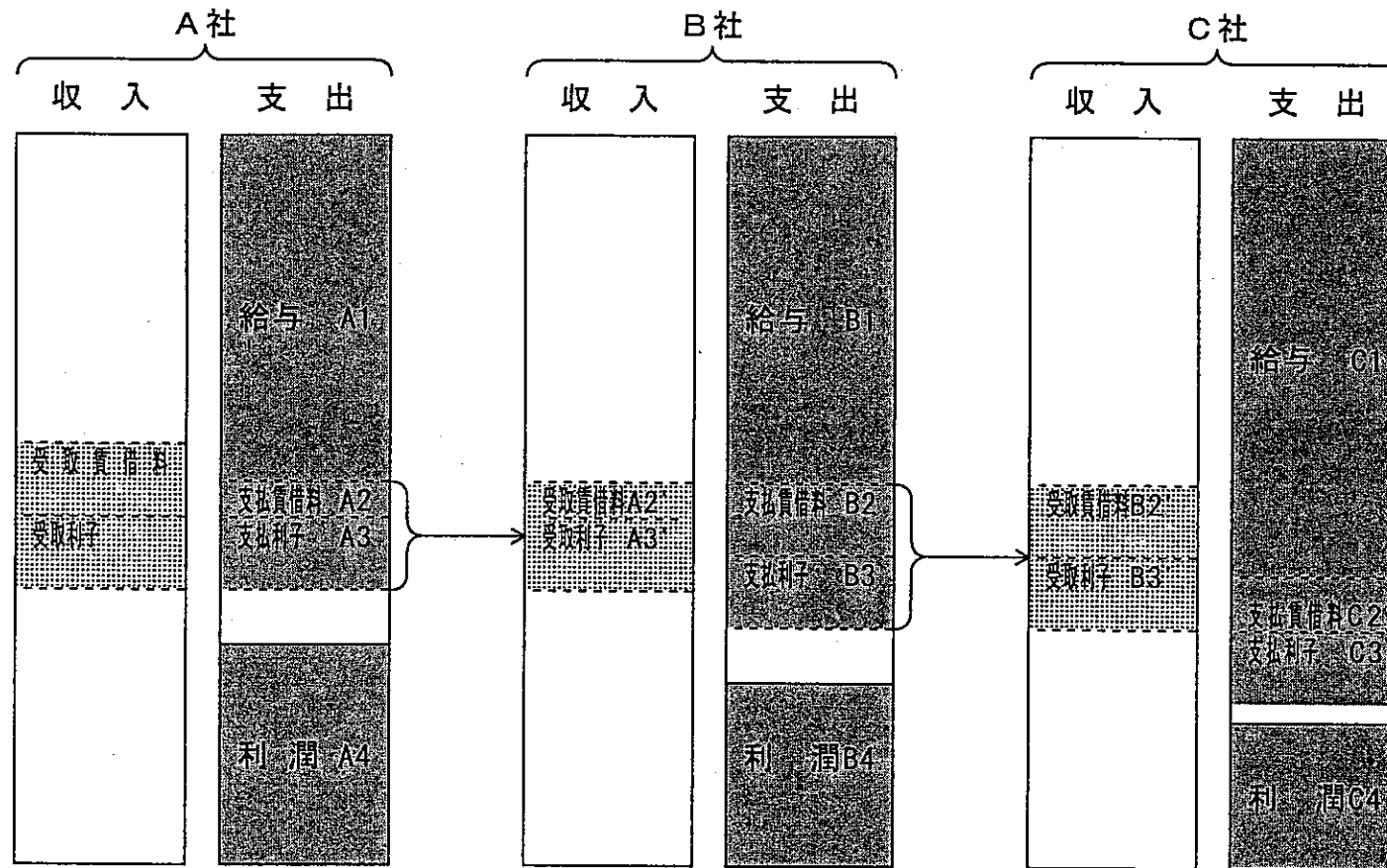
特別利益…前期損益修正益、固定資産売却益、^(注)(有価証券売却益)等

特別損失…前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失、^(注)(有価証券売却損)等

(注) 有価証券売却損益……………「企業会計原則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」においては、営業外損益に区分。ただし、「企業会計原則注解」において、「転売以外の目的で取得した有価証券の売却損益」は、特別損益に区分することとされている。

なお、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」第四十二条において、「特別損益の部には、前期損益修正損益、固定資産売却損益その他の異常な利益又は損失についてその内容を示す適当な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。」とされていることから、有価証券売却損益額が異常に大きな場合には、特別損益に計上する法人も存在。

事業活動価値と付加価値



事業活動価値における申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等

① 事業活動価値

課税標準 : 所得 + 給与総額 + 支払利子 + 賃借料

(注: 銀行業等においては、原則、支払利子は課税対象に含めないこととし、同様に、不動産貸付業等においても、原則、支払賃借料は課税対象に含めないこととすることが適当か。)

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注: 退職手当を含めることとすることが適当か。)

「支払利子」 : 借入金利子、支払割引料、社債利息等の合計額

「賃借料」 : 支払地代、支払家賃、動産賃借料等の合計額

新規の書類作成は不要

給与計算書を作成 <-----

支払利子計算書を作成 <-----

賃借料計算書を作成 <-----

(費用の部)

原材料費

売上原価

減価償却費
消耗品費

労務費
賃借料
その他

火災費

減価償却費
消耗品費

賃借料
その他

支払利子
株式売却損等
固定資産売却損等

販売費・一般管理費

営業外損益

特別損益

※ 所得以外の構成要素については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。